

第 2 期
鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン
(骨子案)

令和 2 年〇月
鎌 倉 市

目 次

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 第 1 章 | 計画の策定にあたって |
| 1 | 計画策定の背景と趣旨..... |
| 2 | 法令等の根拠..... |
| 3 | 計画の位置づけ..... |
| 4 | 計画の策定体制..... |
| 5 | 計画の期間..... |
| | |
| 第 2 章 | 子ども・子育てを取り巻く現状 |
| 1 | 統計データからみる本市の現状..... |
| 2 | アンケート調査結果からみえる現状..... |
| 3 | 第 2 期計画策定に向けた課題..... |
| | |
| 第 3 章 | 計画の基本的な考え方 |
| 1 | 基本理念..... |
| 2 | 計画の視点..... |
| 3 | 基本目標..... |
| 4 | 重点取組..... |
| 5 | 計画の体系..... |
| | |
| 第 4 章 | 施策の展開 |

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方
- 3 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第6章 計画の推進に向けて.....

- 1 計画の推進体制、進行管理
- 2 個別事業の点検・評価
- 3 情報公開



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

少子化や核家族化に伴い、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加、地域におけるコミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化なども社会問題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24（2012）年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27（2015）年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、女性の就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数が増加していることから、都市部を中心に待機児童が発生しており、待機児童解消のための取組を一層強化・推進していくため、平成 29（2017）年 6 月に「子育て安心プラン」を策定し、令和 4 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしました。さらに、平成 30（2018）年 9 月には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童対策を進めています。

また、平成 30（2018）年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」では、3歳から5歳及び、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のすべての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化することを掲げており、令和元年（2019）10月より、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

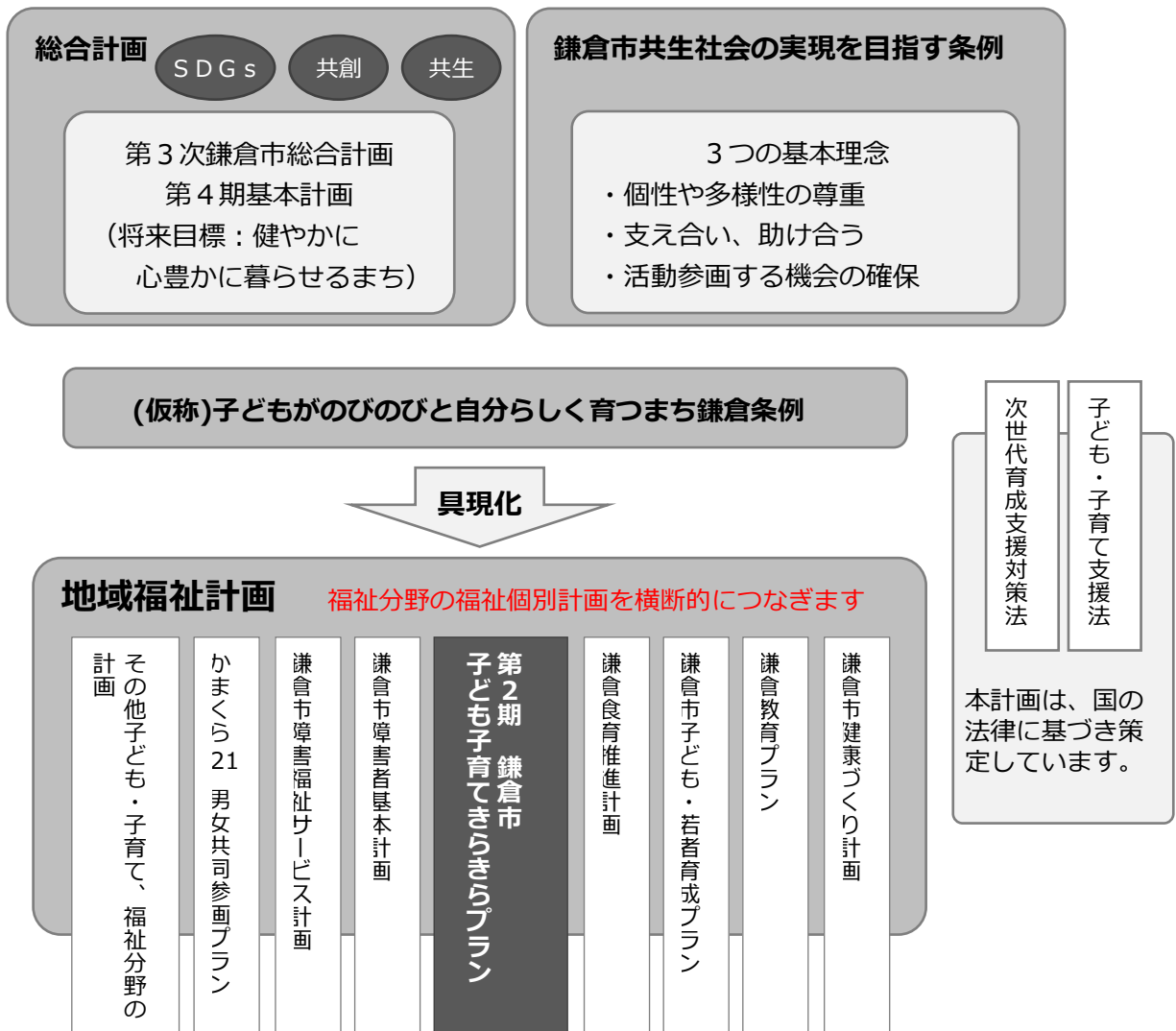
2 法令等の根拠

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき策定しました。

3 計画の位置づけ

この計画は、本市における子どもと子育て家庭を支援するため、行政、地域、企業など、地域社会全体で協力・協働し、取り組むものとして策定しました。

また、「第3次鎌倉市総合計画」を基本とし、「鎌倉市子ども・若者育成プラン」「かまくら教育プラン」「鎌倉市健康づくり計画」「第3期鎌倉食育推進計画」「第3期鎌倉市障害者基本計画」「第5期鎌倉市障害福祉サービス計画」「かまくら21 男女共同参画プラン（第2次）」などと調和を図りながら策定しました。



4 計画の策定体制

(1) 鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの改訂に向けた調査の実施・・・

平成30(2018)年12月に、市内在住の就学前児童の保護者を対象として、「鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの改訂に向けた調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

| 調査対象 | 調査方法 | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-----------|------------|--------|--------|-------|
| 就学前児童の保護者 | 郵送による配布・回収 | 4,200件 | 2,159通 | 51.4% |

(2) 鎌倉市子ども・子育て会議の開催・・・・・・・・

子育て中の保護者、保育・教育・福祉関係団体の関係者や、学識経験者・公募市民などで構成する「鎌倉市子ども・子育て会議」において、計画の策定に関し必要な事項の協議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施・・・・・・・・

令和●(●●●●)年●月～●月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

5 計画の期間

この計画は、令和2(2020)年度か令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン | | | | |



第2章

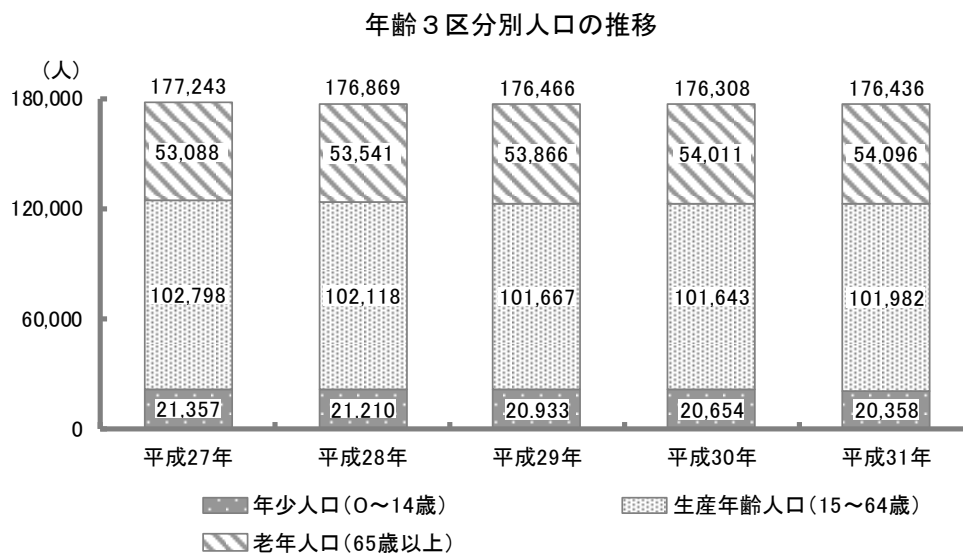
本市の子ども・子育てを 取り巻く現状

1 鎌倉市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は平成27年から30年度までは減少し、平成31年で176,436人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

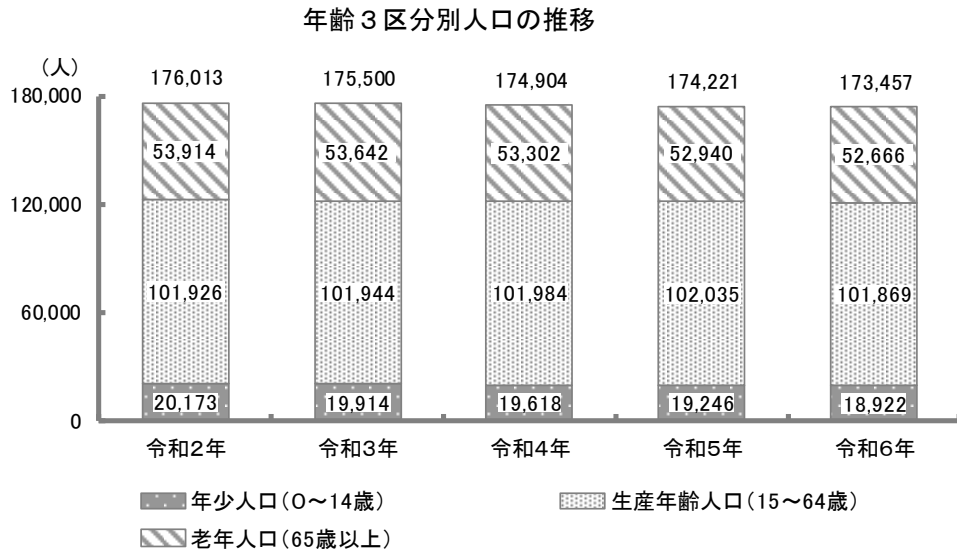


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢3区分別人口推計

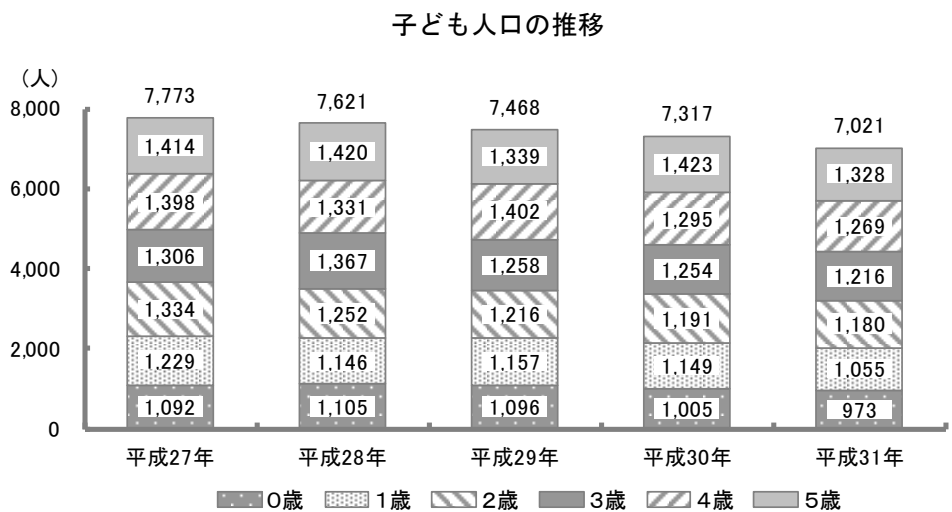
将来の人口を推計するため、平成27（2015）年～31（2019）年の住民基本台帳をもとにコーホート変化率法を用いて推計を行いました。

本市の今後5年間の人口推計をみると、生産年齢人口及び老年人口は増加傾向であるのに対し、年少人口は減少傾向となっています。



③ 年齢別就学前児童数の推移

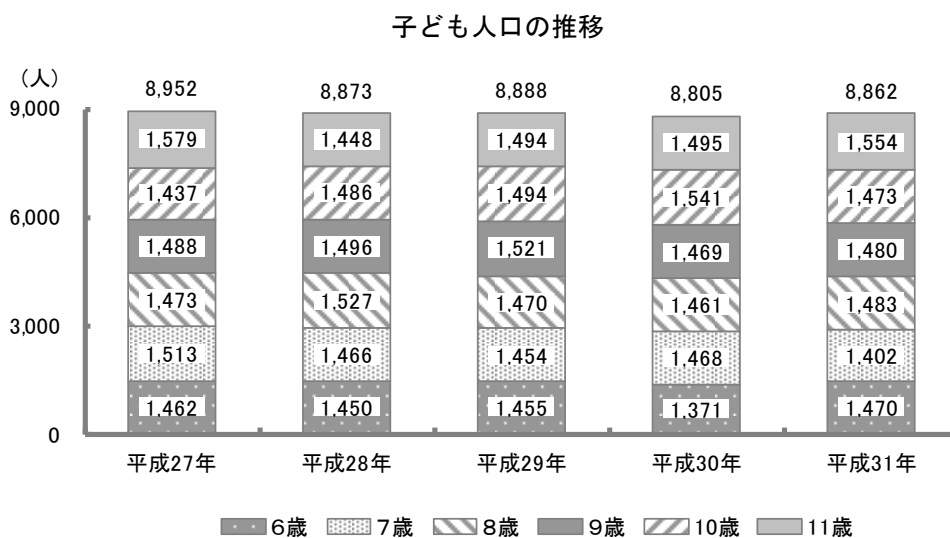
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年3月現在で7,021人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

④ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降増減を繰り返していますが、平成27年に比べ平成31年には減少し、平成31年3月現在で8,862人となっています。

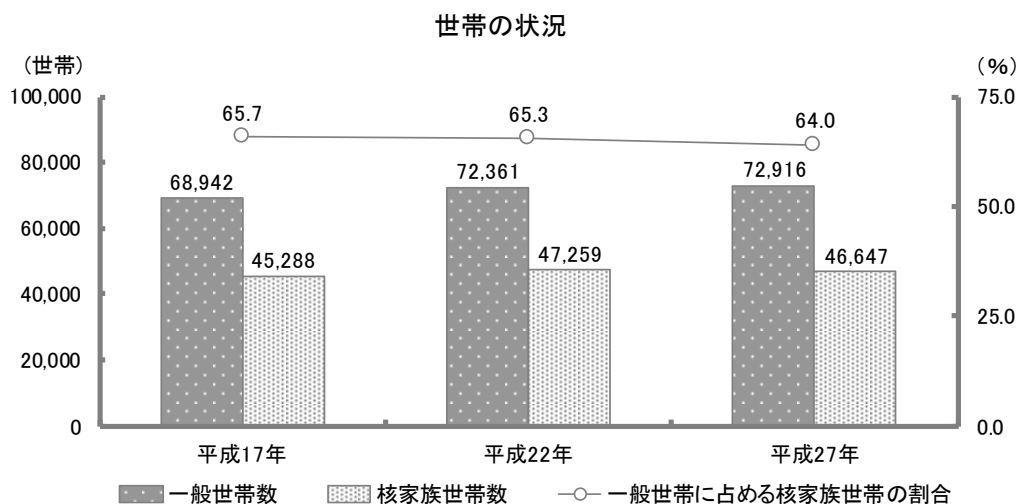


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況・・・・・・・・

① 一般世帯・核家族世帯の状況

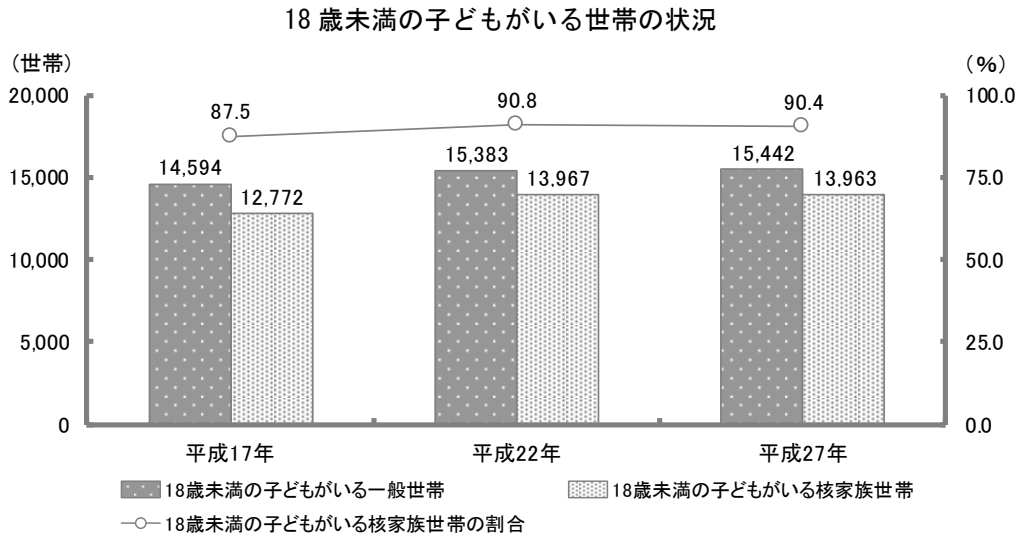
本市の核家族世帯数は平成22年に比べ減少しており、平成27年で46,647世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

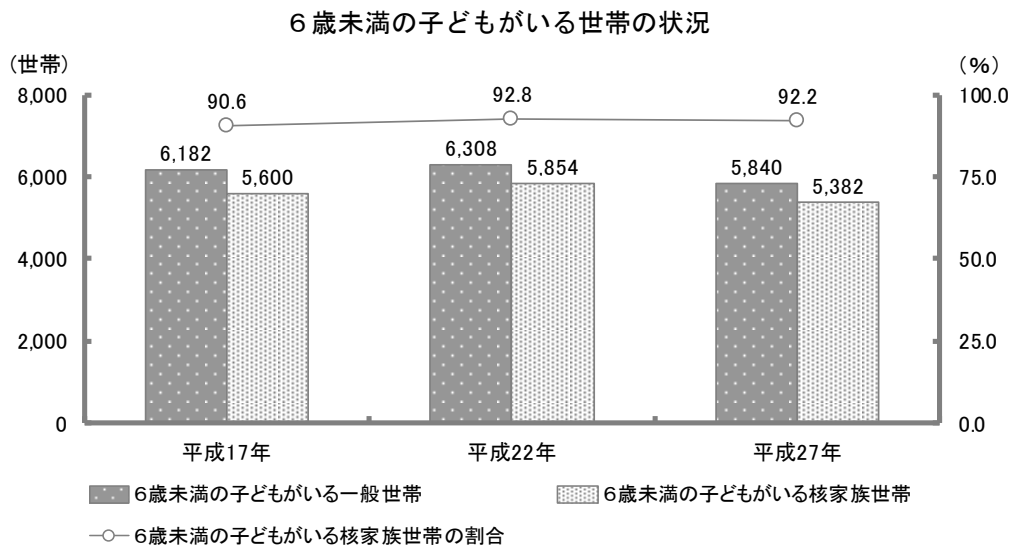
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で15,442世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は約9割を占めています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

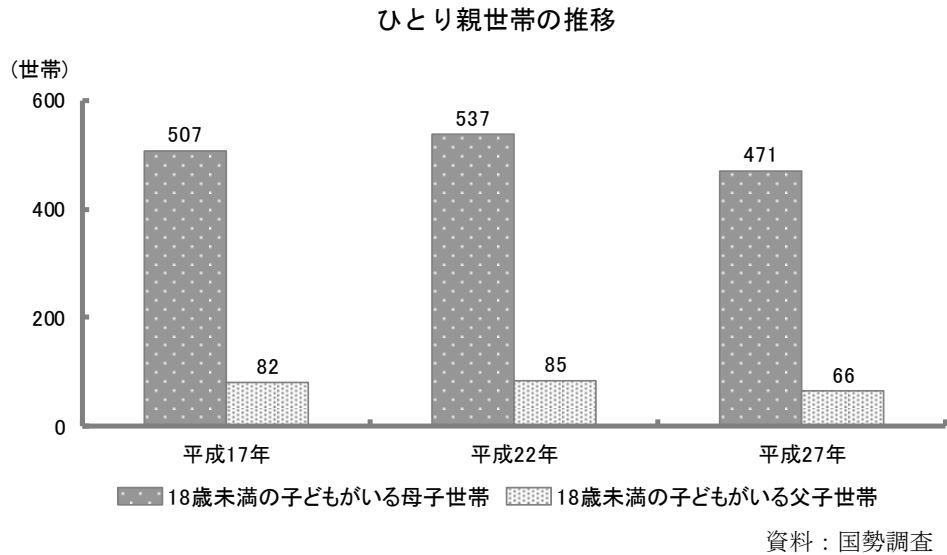
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少して平成27年で5,840世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は約9割を占めています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

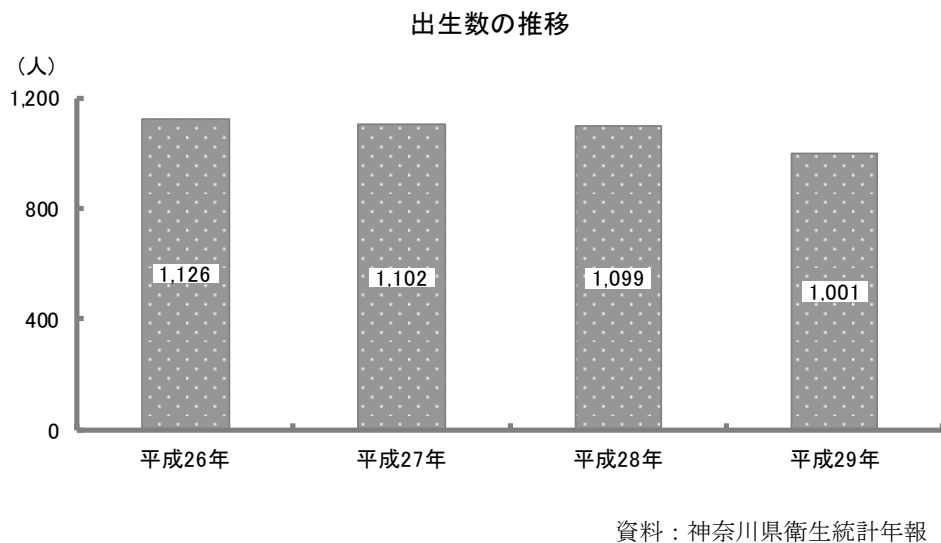
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯、父子世帯は増減を繰り返しており、平成27年で18歳未満の子どもがいる母子世帯は471世帯、父子世帯は66世帯となっています。



(3) 出生の状況・・・・・・・・

① 出生数の推移

本市の出生数は年々減少しており、平成29年で1,001人と過去4年間で最も少なくなっています。

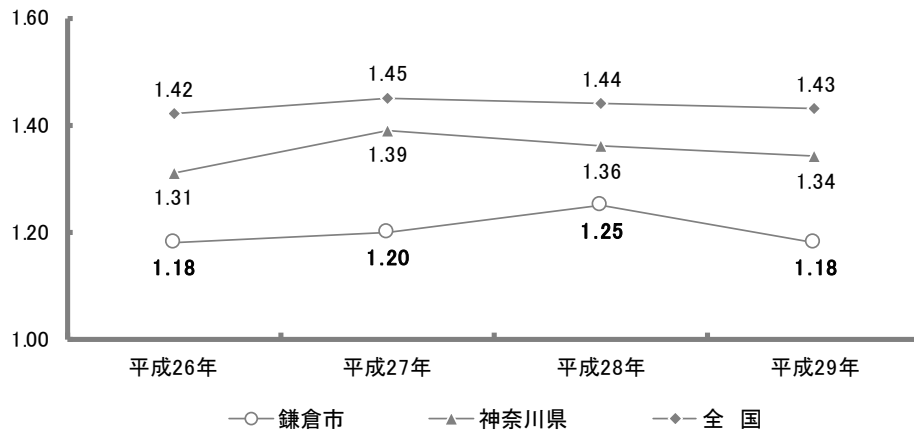


② 合計特殊出生率の推移

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増加傾向にありましたが平成 29 年で減少に転じ、1.18 となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

(人口を長期的に保つことが可能となる合計特殊出生率は 2.07*と考えられています。) ※第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議資料より

合計特殊出生率の推移

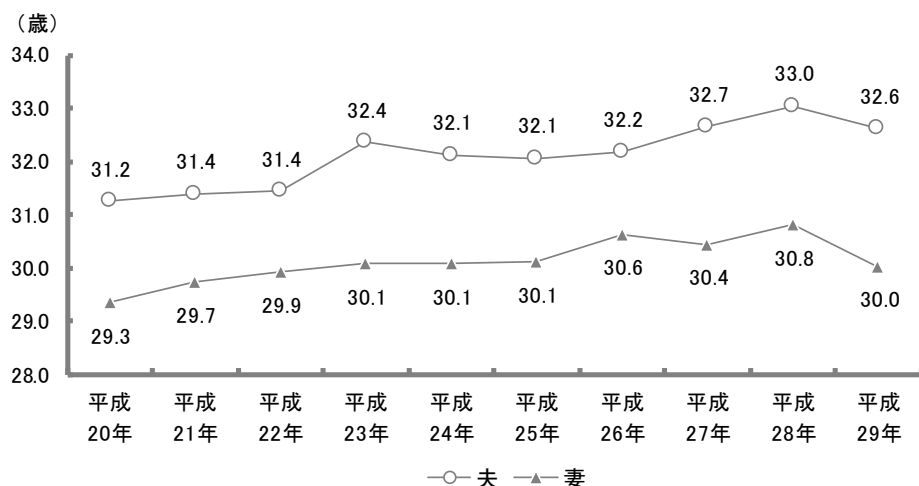


資料：神奈川県衛生統計年報

③ 夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢

本市の夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢をみると、平成 20 年と比べ、平成 29 年には、夫で 1.4 歳上昇し 32.6 歳、妻で 0.7 歳上昇し 30.0 歳となっています。夫、妻ともに年によってばらつきはあるものの、上昇傾向となっており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進んでいます。

夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢

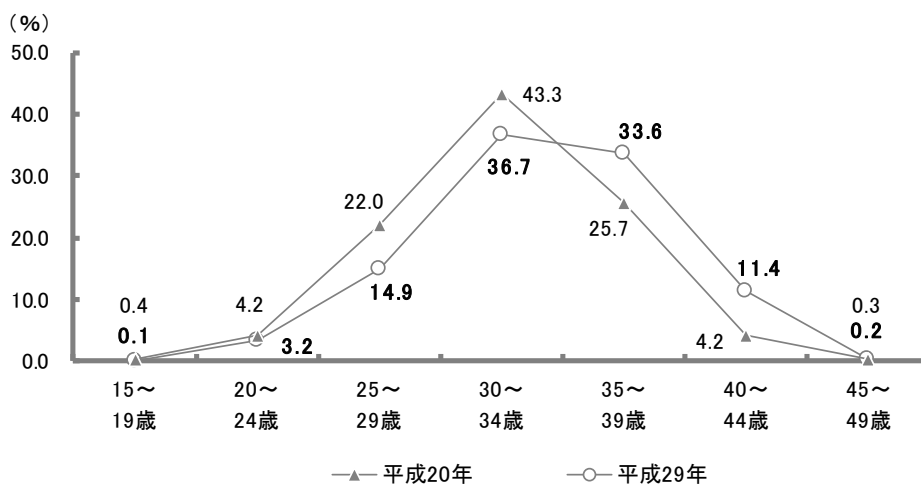


資料：神奈川県衛生統計年報

④ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成 20 年に比べ平成 29 年で、20～34 歳の割合が減少しているのに対し、35～44 歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

母の年齢（5歳階級）別出生率の推移

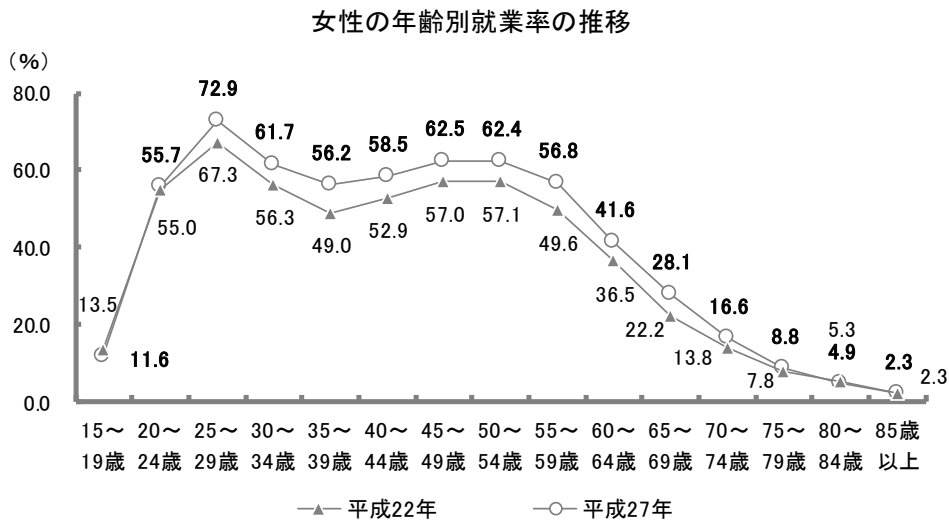


資料：神奈川県衛生統計年報

(4) 就業の状況・・・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

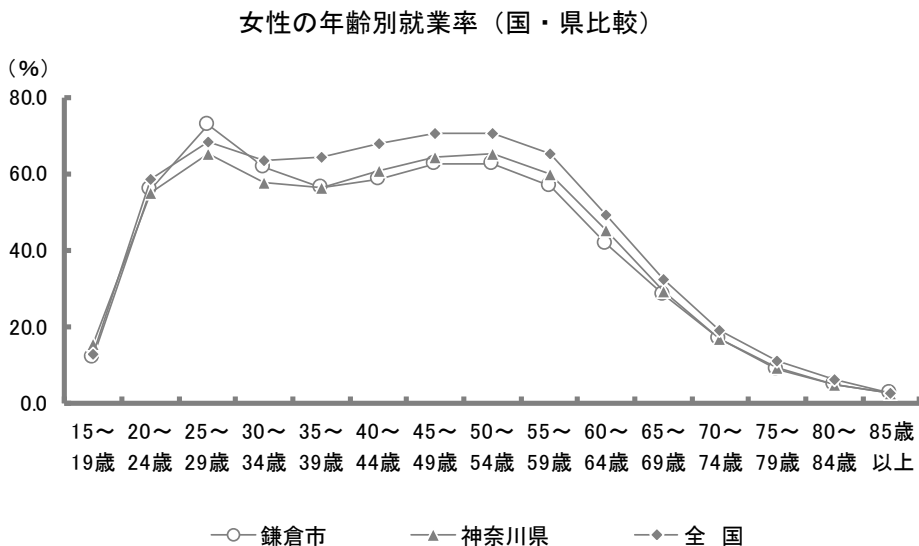
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

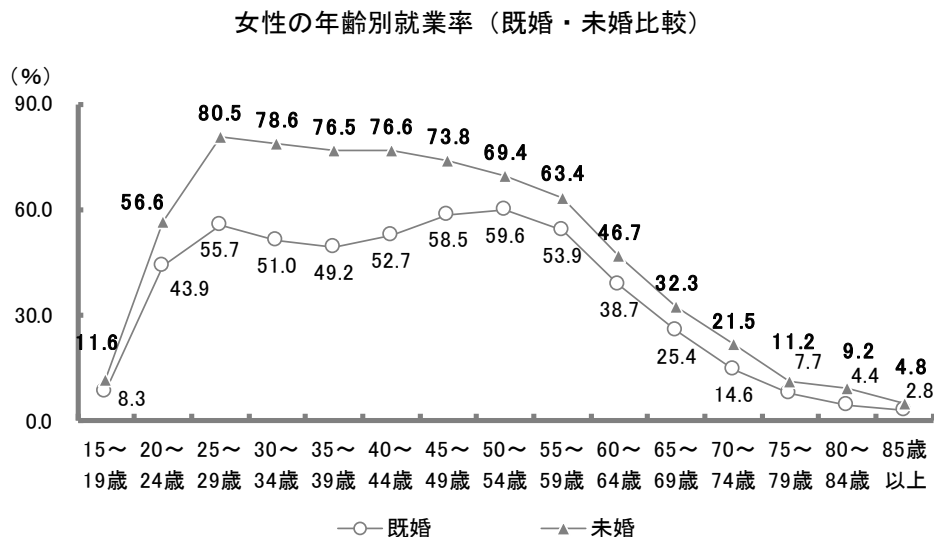
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25歳～29歳で全国、県より高いものの、その他の年代では県と同程度となり、全国に比べ低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

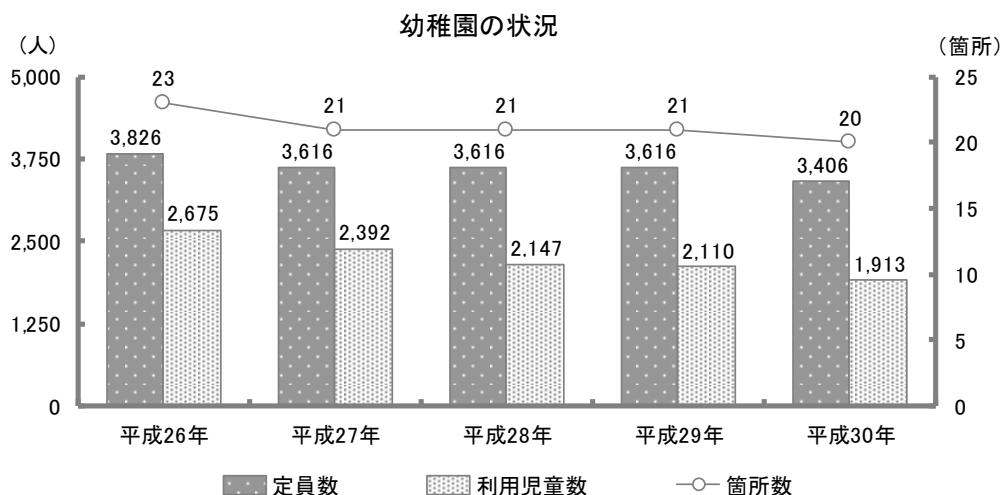
本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、各年代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



（5）教育・保育サービス等の状況・・・・・・・・

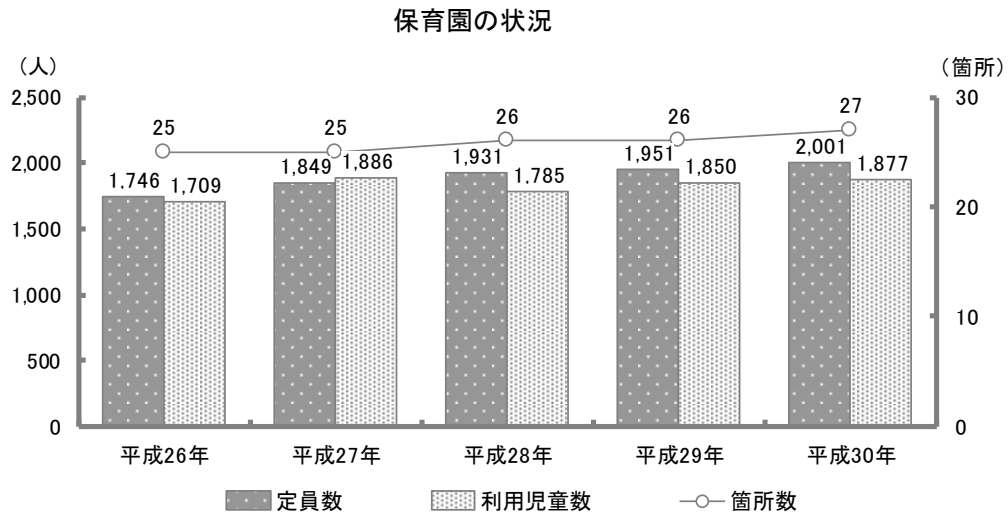
① 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況をみると、認定こども園移行に伴い利用児童数は減少傾向となっており、平成30年で利用児童数は1,913人となっています。



② 保育園の状況

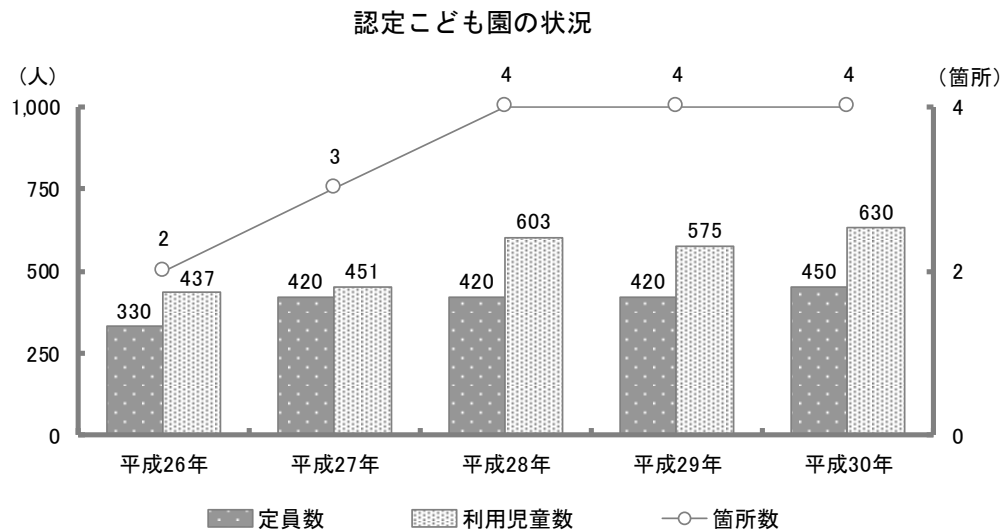
本市の保育園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに増加傾向にあり、平成30年で利用児童数は1,877人となっています。



資料：入所状況等（各年4月1日現在）

③ 認定こども園の状況

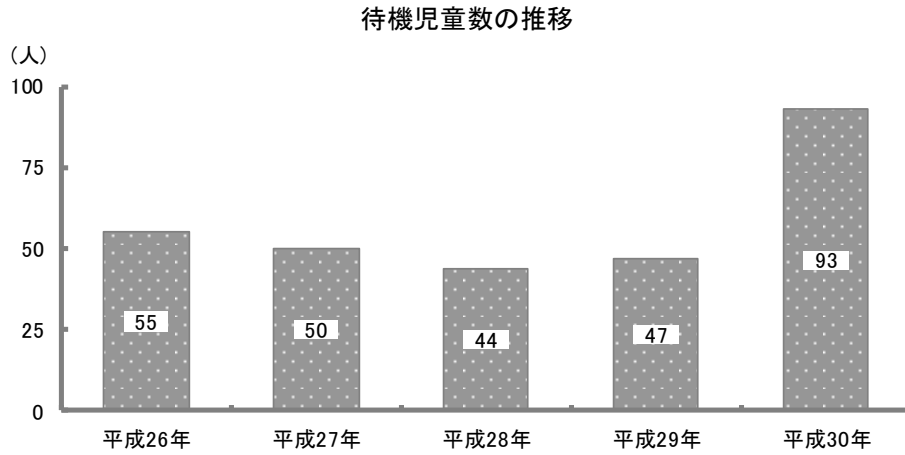
本市の認定こども園の状況をみると、利用児童数は年々増加傾向にあり、利用児童数が定員数を超えています。



資料：入所状況等（各年4月1日現在）

④ 待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、平成 28 年までは減少傾向にあり、平成 29 年より増加に転じ、平成 30 年で 93 人となっています。

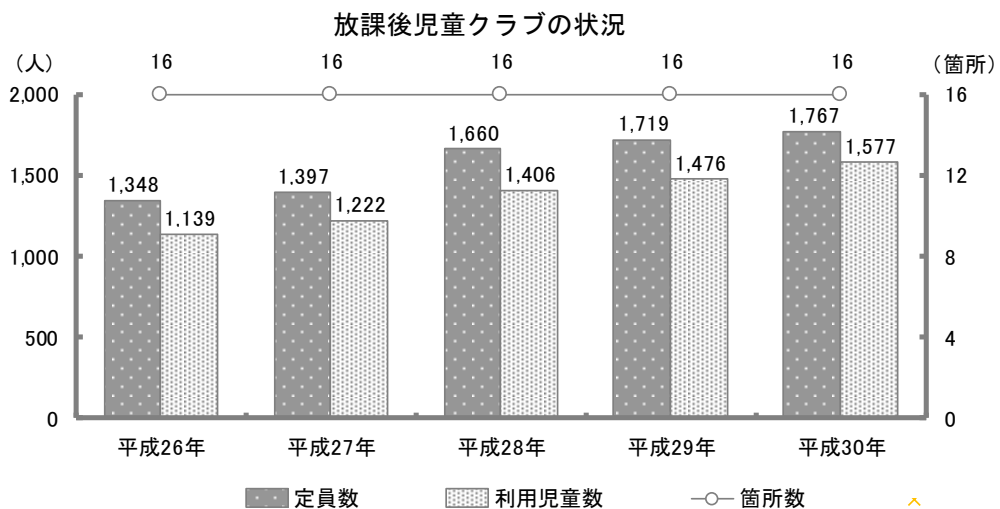


資料：待機児童数（各年 4 月 1 日現在）

(6) 放課後児童クラブの状況・・・・・・・・

① 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブにおける利用児童数は年々増加しており、平成 30 年で 1,577 人となっています。

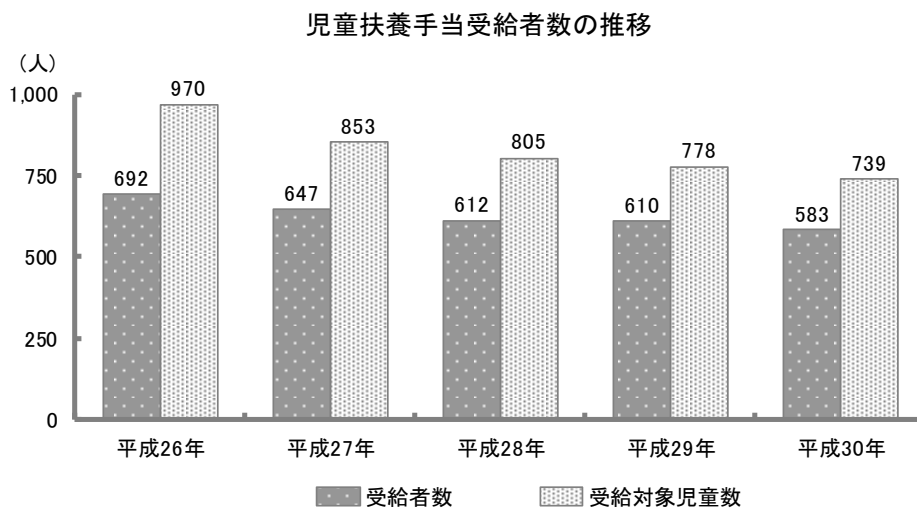


資料：登録状況等（各年 4 月 1 日現在）

(7) その他の状況・・・・・・・・

① 児童扶養手当受給者数の推移

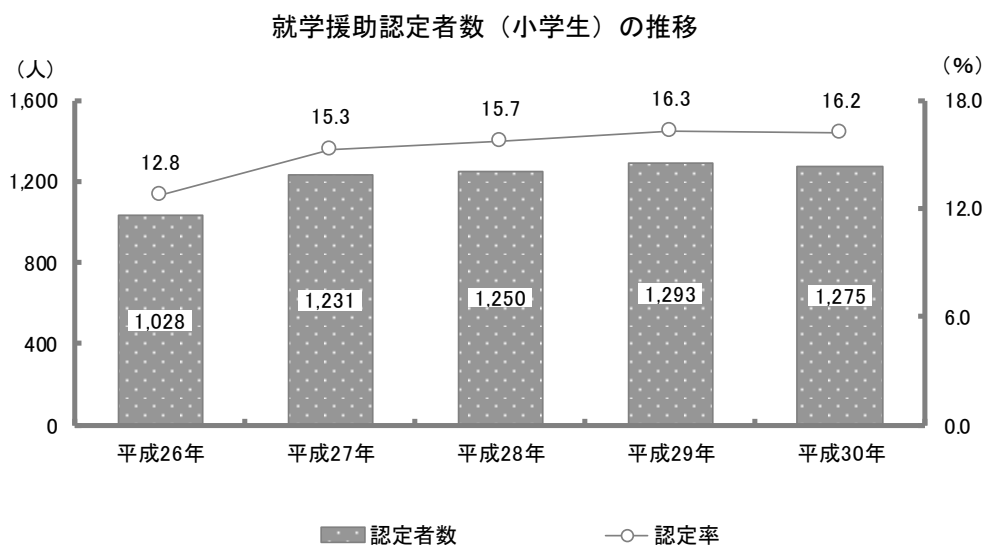
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、平成30年で受給者数が583人、受給対象児童数が739人となっています。



資料：「福祉行政報告例」（各年3月31日現在）

② 就学援助認定者数（小学生）の推移

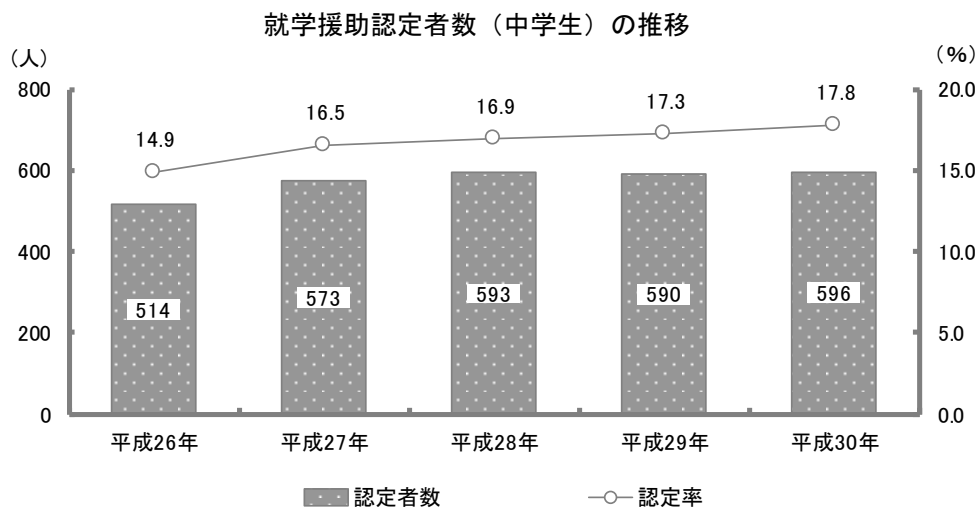
本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は年々増加しており、平成30年で認定者数が1,275人、認定率が16.2%となっています。



資料：就学援助費の支給状況一覧表

③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

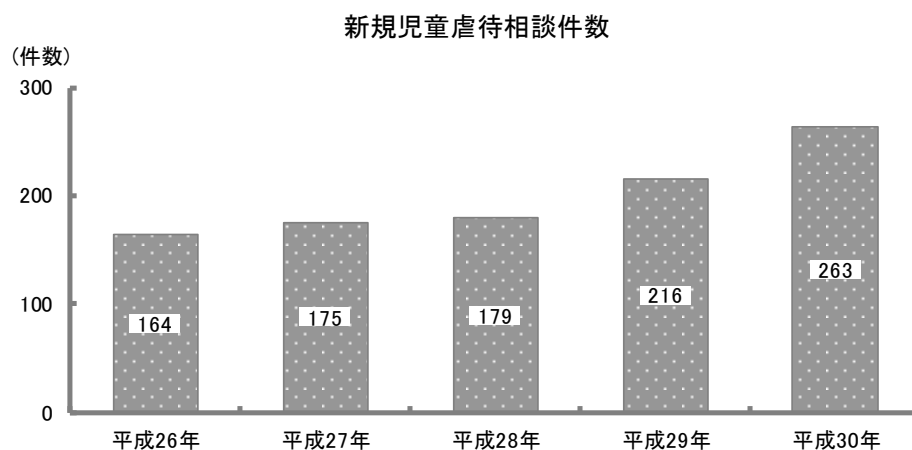
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は年々増加しており、平成30年で認定者数が596人、認定率が17.8%となっています。



資料：就学援助費の支給状況一覧表

④ 新規児童虐待相談件数の推移

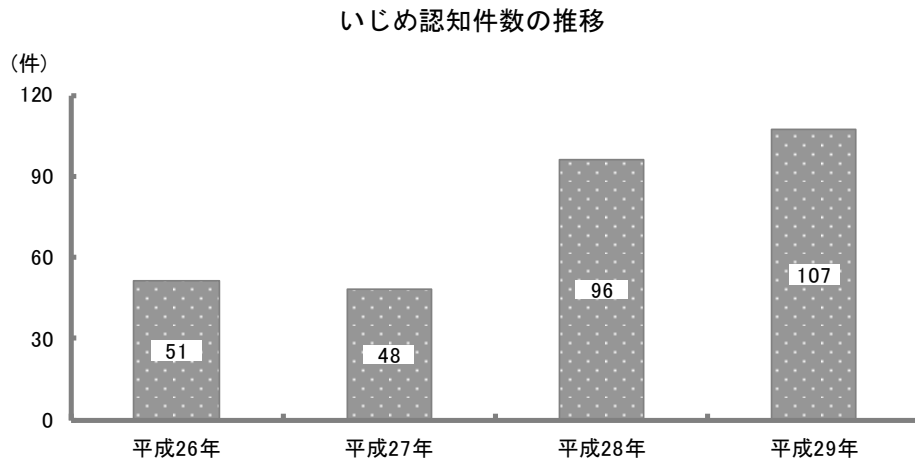
本市の新規児童虐待相談件数は年々増加しており、平成30年で263人と過去5年間で最も多くなっています。



資料：「鎌倉市こどもと家庭の相談室相談件数」（各年3月31日現在）

⑤ いじめ認知件数の推移

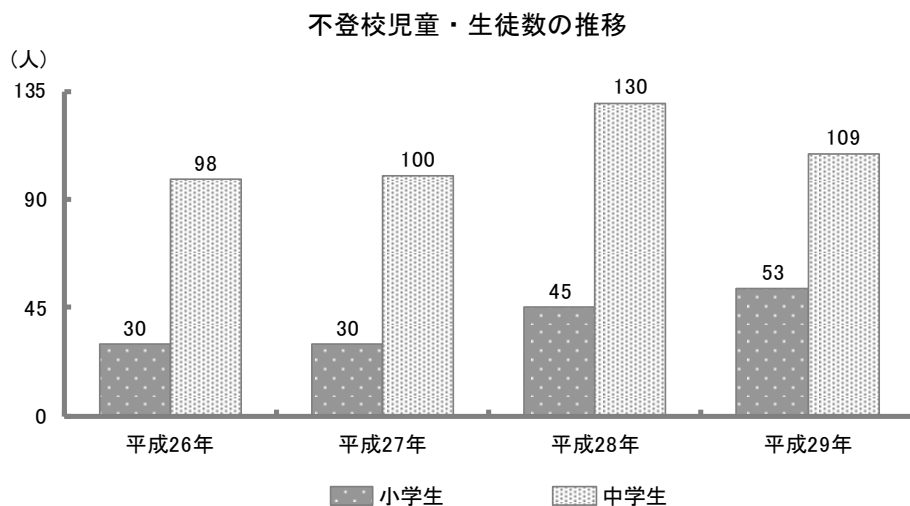
本市のいじめ認知件数は年々増加しており、平成29年で107件と平成26年の約2倍となっています。



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

⑥ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、平成29年で小学生が53人、中学生は109人となっています。



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

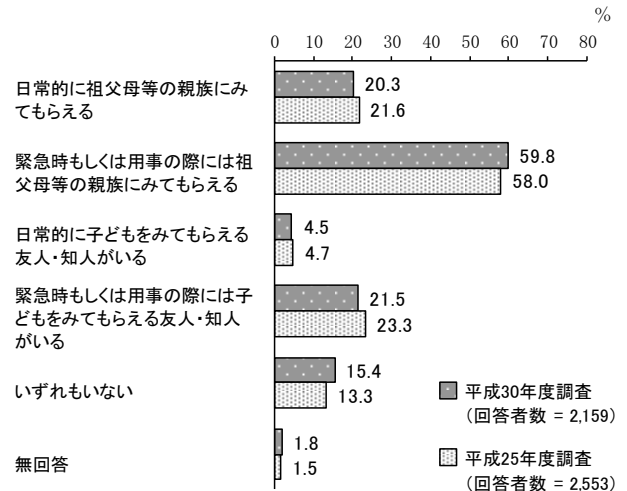
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が59.8%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が21.5%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が20.3%となっています。

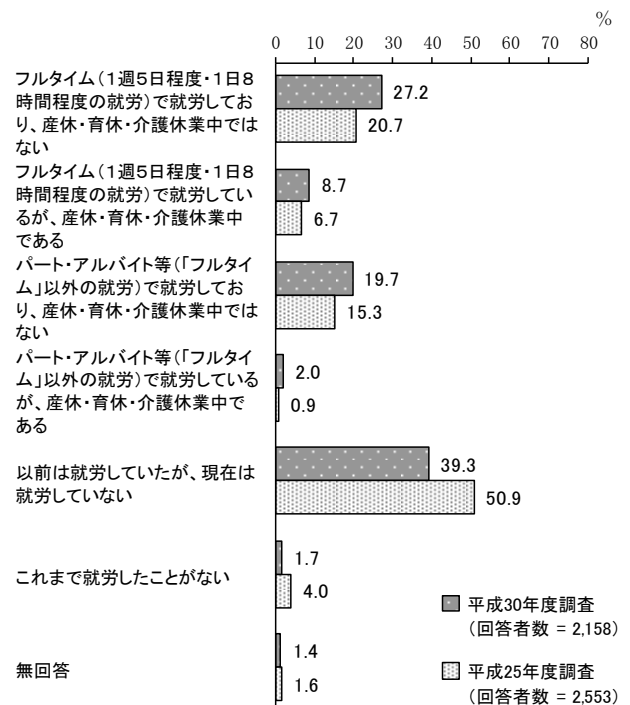
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が39.3%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.2%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が19.7%となっています。

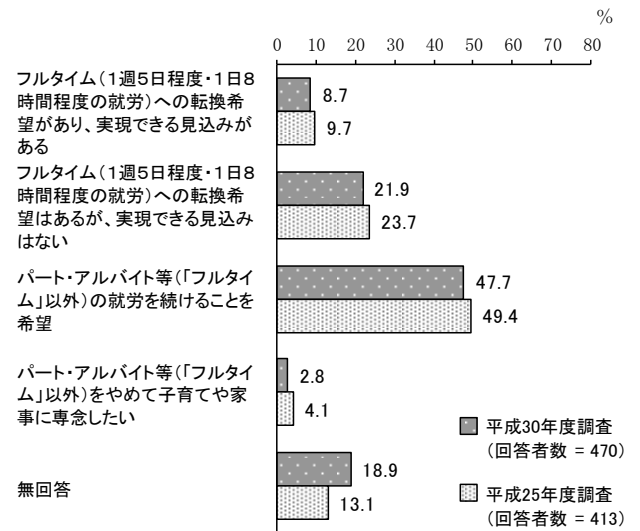
平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が 47.7%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が 21.9%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が 8.7%となっています。（「無回答」を除く。）

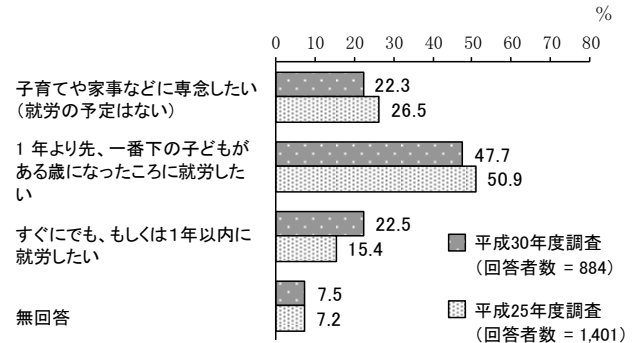
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「一番下の子どもがある歳になった頃に就労したい」の割合が 47.7%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が 22.5%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が 22.3%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が増加しています。

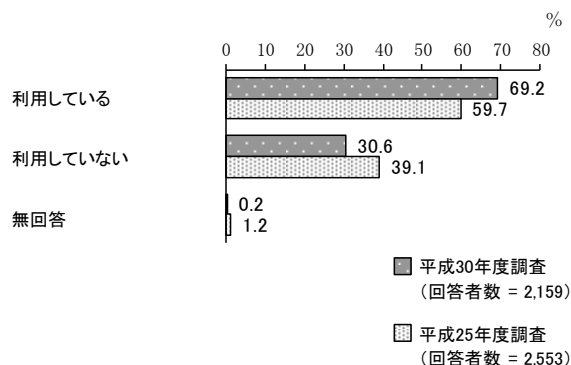


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が69.2%、「利用していない」の割合が30.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。

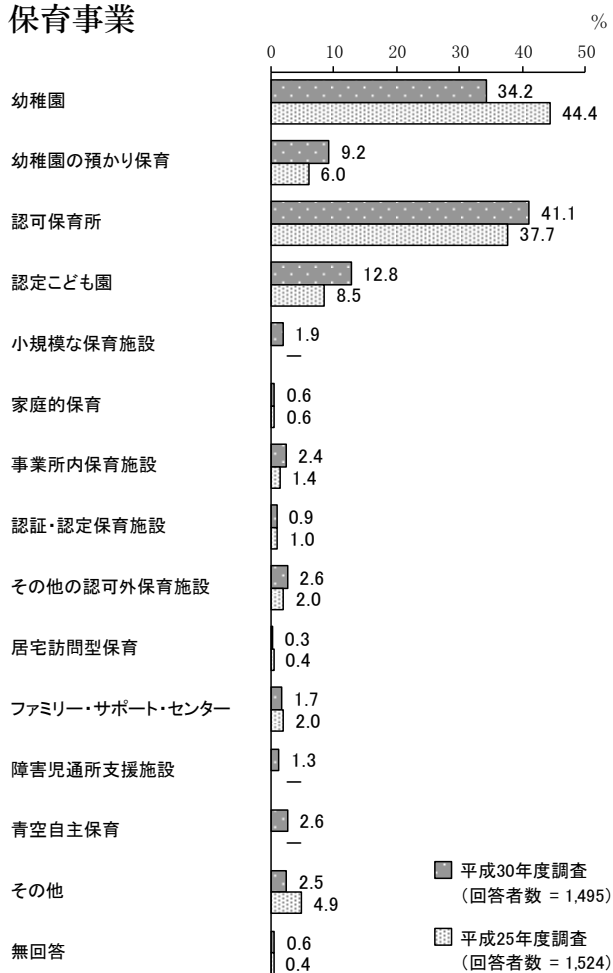


② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所」の割合が41.1%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が34.2%、「認定こども園」の割合が12.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園」の割合が減少しています。

「その他」の具体的記述では、「プレ幼稚園」、「一時預かり」、「園の未就園児クラス」等の意見が寄せられました。



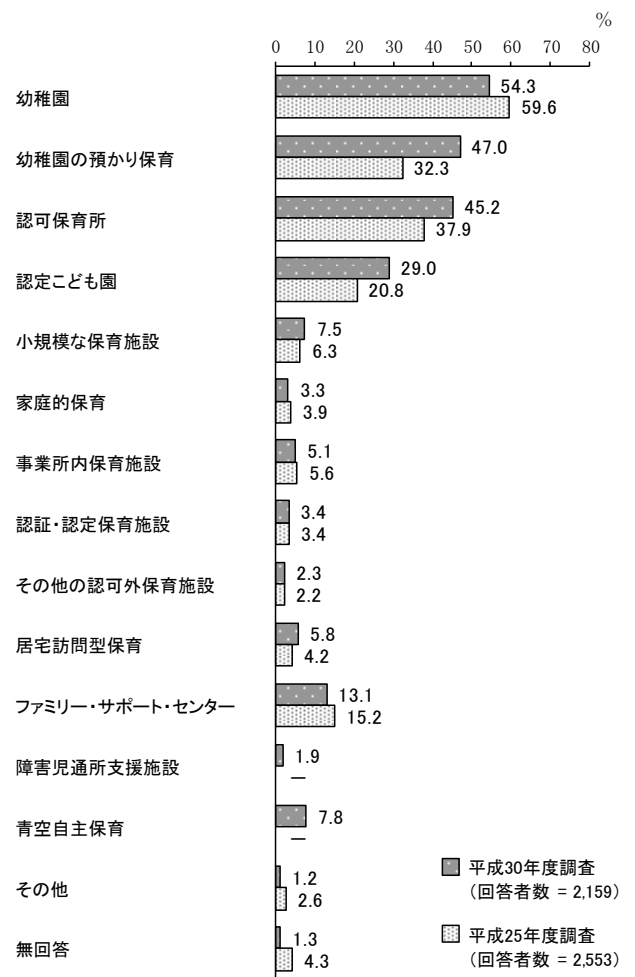
※平成25年度調査には「障害児通所支援施設」「青空自主保育」の選択肢はありません。

③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「幼稚園」の割合が 54.3%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が 47.0%、「認可保育所」の割合が 45.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育」、「認可保育所」、「認定こども園」の割合が増加し、「幼稚園」の割合が減少しています。

「その他」の具体的記述では、「病児保育」、「病児保育の施設」の意見が寄せられました。



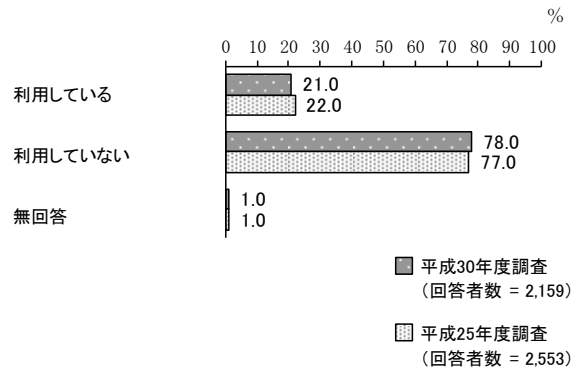
※平成 25 年度調査には「障害児通所支援施設」「青空自主保育」の選択肢はありません。

(3) 地域の子育て支援事業（子育て支援センター、つどいの広場）の利用状況について・・・・・・・・

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用している」の割合が21.0%、「利用していない」の割合が78.0%となっています。

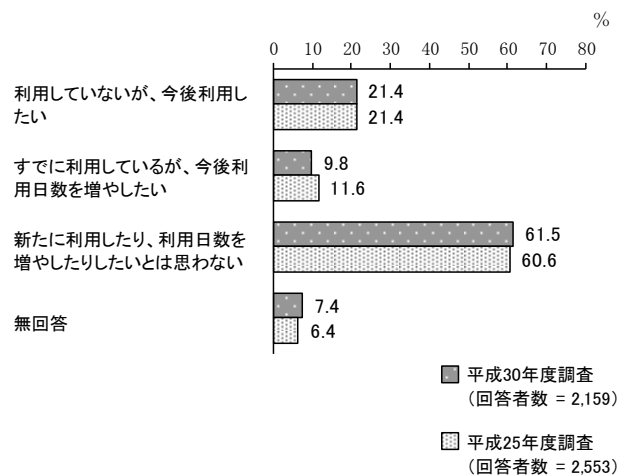
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」の割合が61.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が21.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が9.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

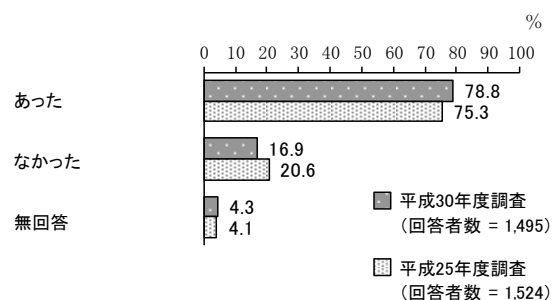


(4) 病気等の際の対応について・・・・・・・・

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が78.8%、「なかった」の割合が16.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

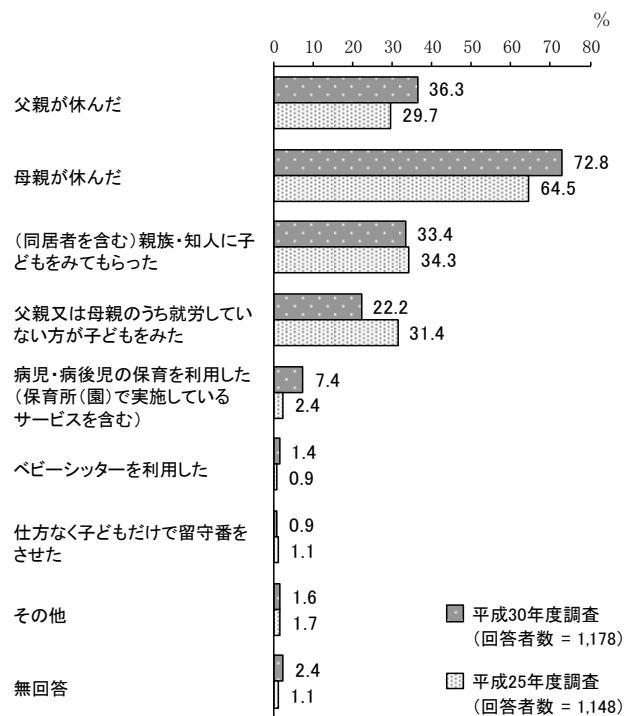


② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が72.8%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が36.3%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が33.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「父親が休んだ」、「母親が休んだ」、「病児・病後児の保育を利用した(保育所(園)で実施しているサービスを含む)」の割合が増加しています。一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

「その他」の具体的記述では、「祖父母に見てもらった」、「病児保育」、「勤務先に連れて行った」、「就労していない方が看病した」等の意見が寄せられました。



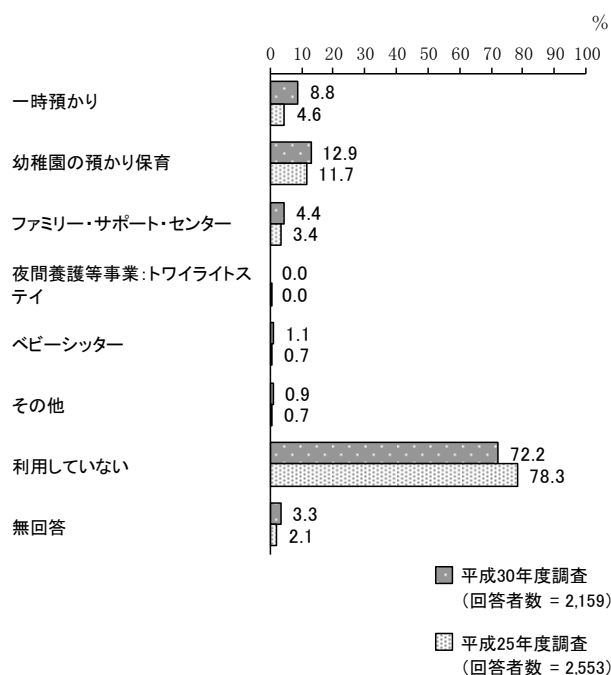
(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が72.2%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が12.9%、「一時預かり」の割合が8.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が減少しています。

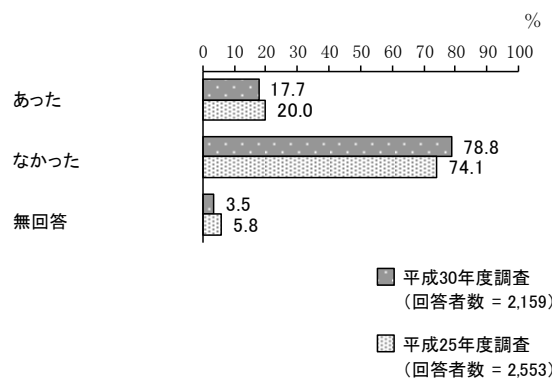
「その他」の具体的記述では、「職場の託児所」、「福祉クラブの子育て支援。W. C.O. どんぐり」、「たまっころーむ」、「生活クラブ生協のエツコロプラスという事業で助け合いサービス」等の意見が寄せられました。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が17.7%、「なかった」の割合が78.8%となっています。

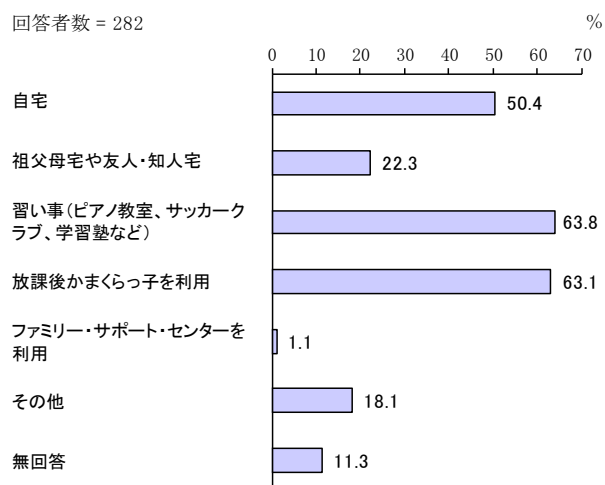
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



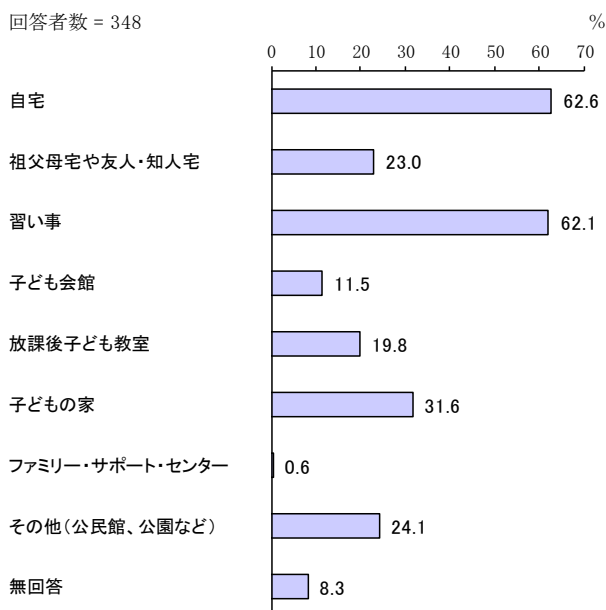
(6) 小学校就学後の過ごし方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が63.8%と最も高く、次いで「放課後かまくらっ子を利用」の割合が63.1%、「自宅」の割合が50.4%となっています。

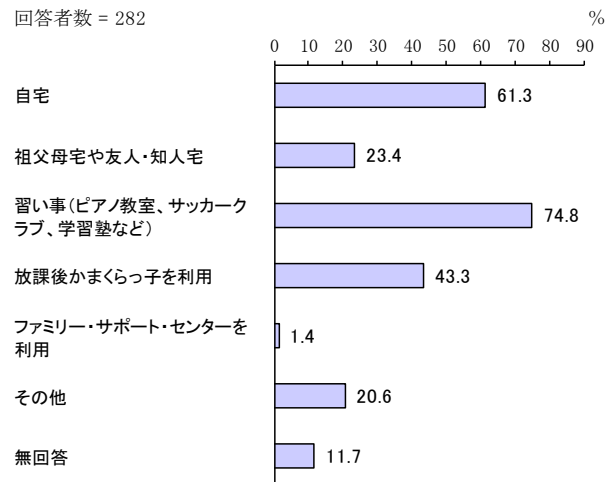


【(参考) 平成 25 年度調査】

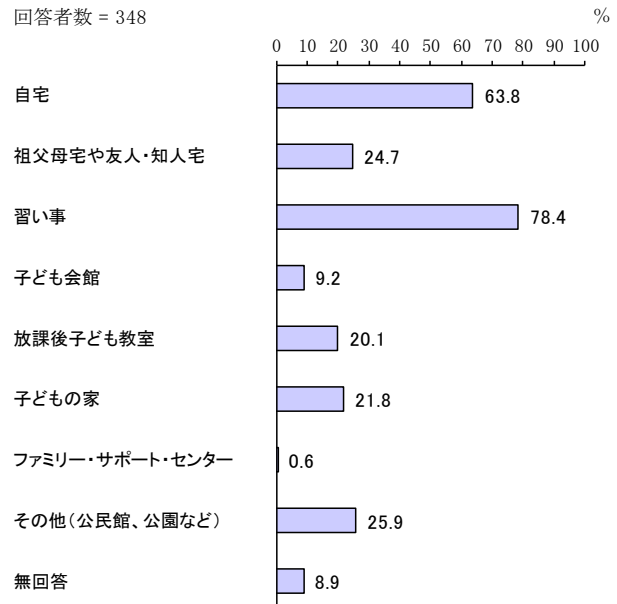


② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が74.8%と最も高く、次いで「自宅」の割合が61.3%、「放課後かまくらっ子を利用」の割合が43.3%となっています。



【(参考) 平成 25 年度調査】

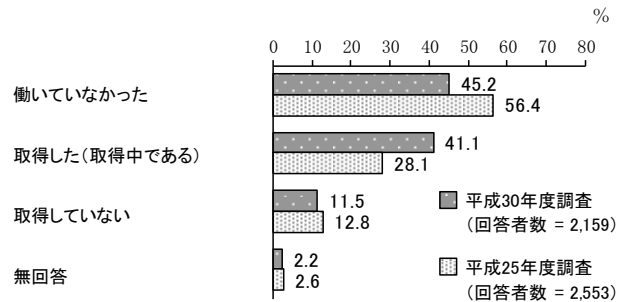


(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が45.2%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が41.1%、「取得していない」の割合が11.5%となっています。

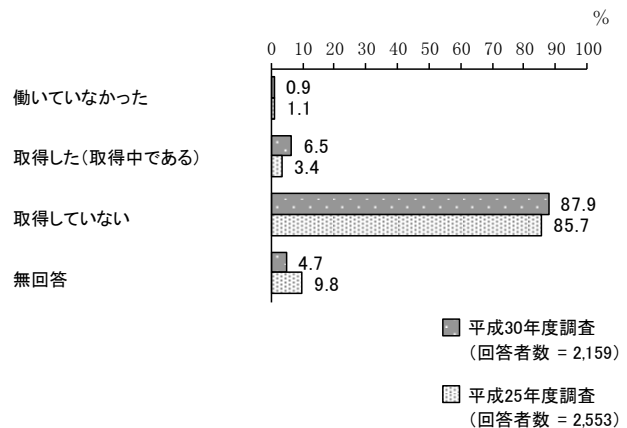
平成25年度調査と比較すると、「働いていなかった」の割合が減少し、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。



② 父親の育児休業の取得状況

「取得していない」の割合が87.9%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

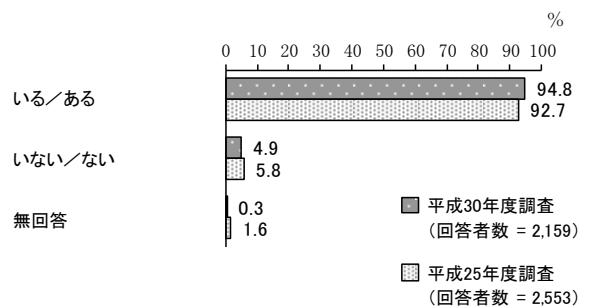


(8) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が94.8%、「いない／ない」の割合が4.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

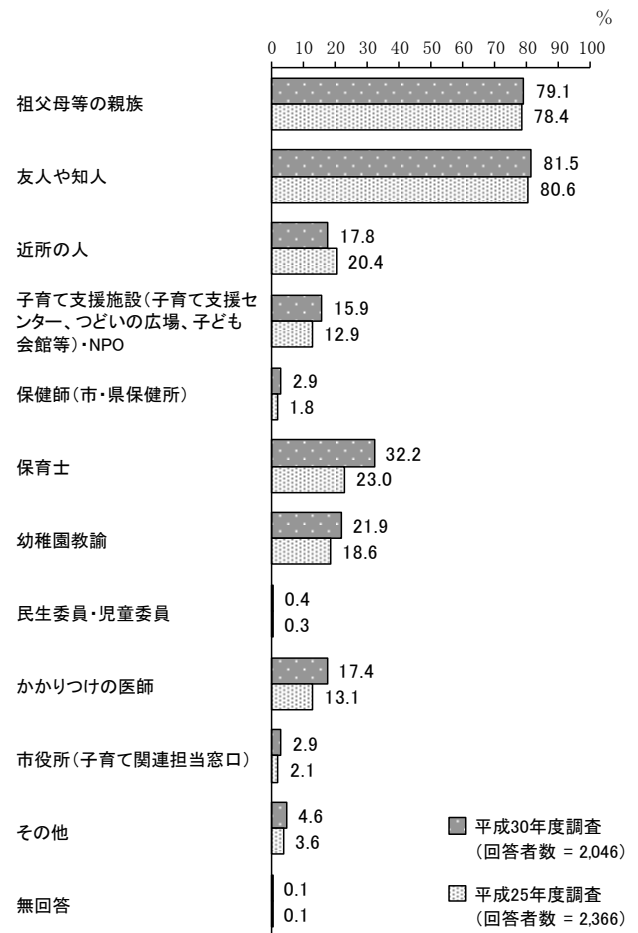


②就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が 81.5%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が 79.1%、「保育士」の割合が 32.2%となっています。

「その他」の具体的記述では、「職場の仲間」、「習い事の先生」、「助産師や保育園の看護師」等の意見が寄せられました。

平成 25 年度調査と比較すると、「保育士」の割合が増加しています。

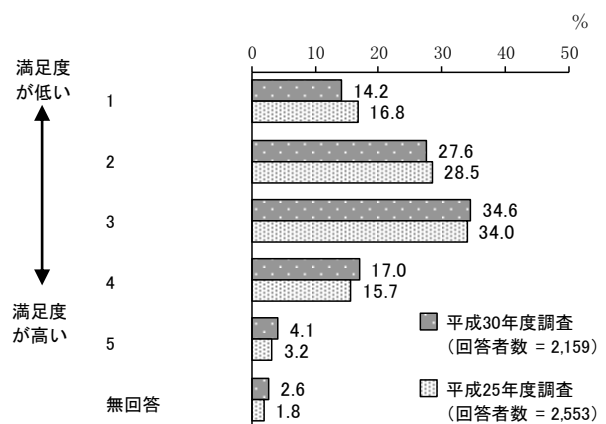


(9) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が 34.6%と最も高く、次いで「2」の割合が 27.6%、「4」の割合が 17.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



3 第2期計画策定に向けた課題

第2期計画策定にあたり、統計データやアンケート結果を踏まえながら、第1期計画の基本目標ごとに課題を整理しました。

(1) 子育て家庭支援の充実・・・・・・・・

すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、保育所、幼稚園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組むことが必要です。

本市は、現在も待機児童が発生しており、県内でも多くなっています。また、アンケート調査では、5年前と比べ、母親のフルタイム就労が増加しています。また、未就学児童をもつ母親の約6割はなんらかの就労をしており、パートタイムで就労している母親の約1割はフルタイムへの転換見込みがあります。5年前に比べると、幼稚園の利用者が減少し、認可保育所の利用者が増加していることから、保護者のニーズの変化がみてとれます。喫緊の課題である待機児童対策を引き続き進めるとともに、今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、適切に教育・保育ニーズの量の確保を行うことが必要です。

アンケート調査では、令和元年(2019年)10月からの幼児教育無償化に伴い「定期的に」利用したい事業として「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「認定こども園」の割合が前回調査よりも増加しています。さらに、新たな公園の整備や屋内外を問わず安全に遊べる場所を求める記述も見られました。保育ニーズの増加及び子どもの遊びや学びの場を求める声に対応できるよう、さらなる施設・体制の整備を図る必要があります。

さらに、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化等の影響により、子育ての悩みや不安を抱えた保護者が孤立することのないよう、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、身近に相談できる相手を見つけたり地域の情報を手に入れたいりしやすい環境を整え、悩みや不安を解決できるようにすることが必要です。また、子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣づくり、情報収集等を適切に行えるよう支援する必要があります。

(2) 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援・・・・・・・・

すべての子どもは、障害の有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮のもと、支援の質の確保及びその向上を図り、発達に支援を必要とする子どもと家族が地域で安心して生活できるよう、ライフステージに沿った継続的で一貫した支援を受けることができる体制が必要です。

アンケート調査では、気軽に子どもを預けられる環境を求める割合が高くなっている一方で、祖父母に安心して子どもをみてもらえる割合が減少し、気軽に相談できる人・場所がないと回答している人も一定数います。

子育てに不安を抱えている家庭の相談支援体制や、発達に支援を必要とする子どもへの支援の強化とともに、保育所、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図る必要があります。

また、児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実にも努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

さらに、子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があります。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していくことが必要です。

(3) 子どもの権利や安全の確保・・・・・・・・

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。文部科学省は、平成30年に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化などを掲げ、取り組んでいます。

アンケート調査（問33）では、子どもの放課後に必要と思うものについて、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」の割合が約7割と最も高くなっています。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高める必要があり、放課後かまくらっ子などの子どもの居場所の整備及び地域との連携体制の構築が求められます。

(4) 子どもの社会的成長の促進・・・・・・・・

国においては、平成28年度のいじめの認知件数は32万3,143件であり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、大きな課題となっています。

すべての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、相談体制の充実や学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、学校・行政・家庭・地域など社会全体で取り組むことが必要です。

また、家庭環境等の変化により多様化する保護者の相談に答えられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携を深め、安心して子育て・子育ちができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図り、子育て中の方への積極的な情報提供が必要となります。

さらに、身近な場所に子どもにとって魅力的な遊びや学びの場を提供することは、子どもが社会性を身につけるうえで重要であることから、地域の公園や子育て施設の充実を図っていく必要があります。

(5) 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現・・・

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になることはどのようなことかについては、「子どもの教育に関すること」が最も高くなっていますが、その他記述には「仕事と子育ての両立」といった意見もみられます。また、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は大きく増加していますが、一方で父親の取得状況は大きな変化はなく、いまだ低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要であり、多様なニーズに対応するため平日だけでなく長期休暇期間中の教育・保育事業の充実や一時的な預かり事業の充実をさらに図っていく必要があります。

また、小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年のうち、放課後かまくらっ子で過ごしたいという希望が高く、6割を超えています。また、高学年においても、4割となっており、高いニーズがうかがえます。

放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した段階的な子どもの居場所づくりが求められます。また、子どもの成長を支えるために、子どもの遊び・学び・食事を通じて、心身ともに健やかに育ち、望ましい未来をつくるために必要な力を培う環境づくりを進めていくことが重要です。



第3章

計画の基本的な考え方

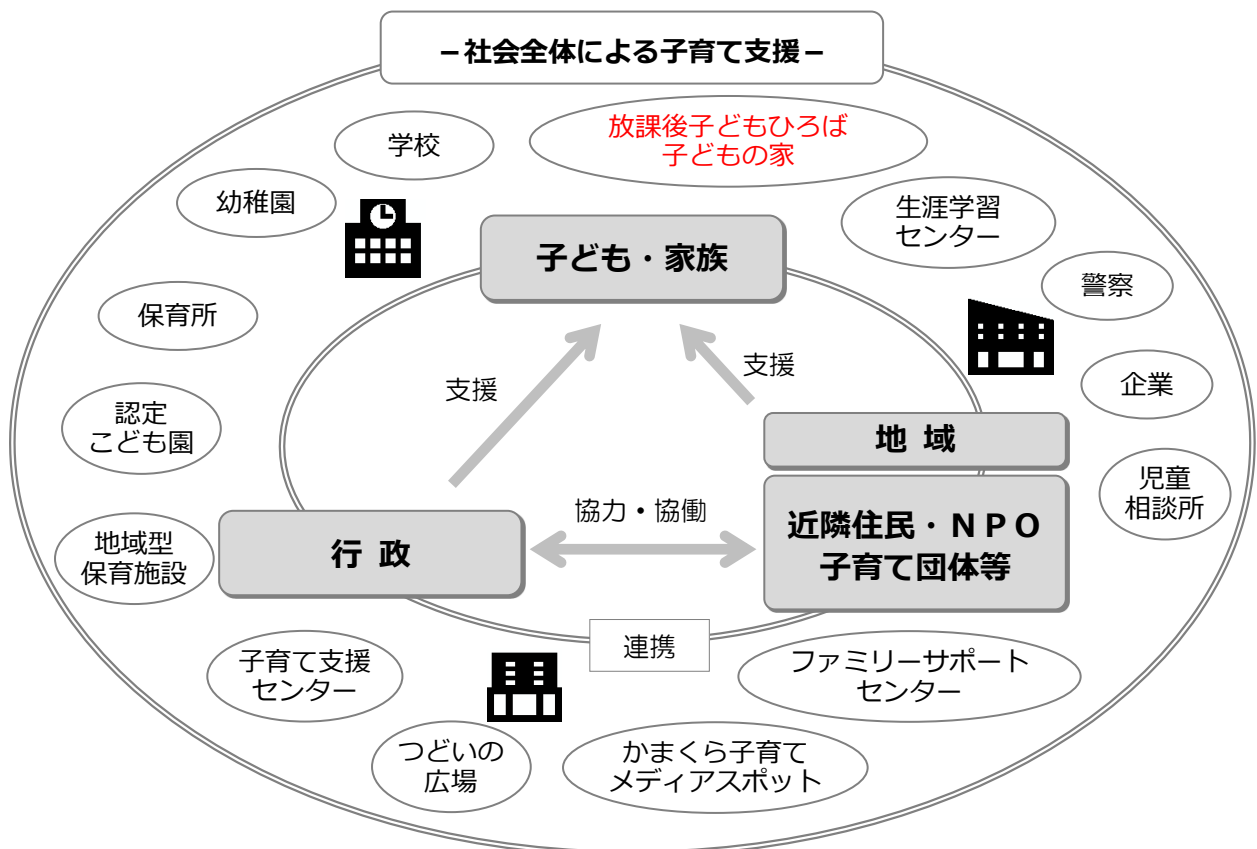
1 基本理念

核家族化が進み、多くの家族に見守られながら子どもが育っていくといった家庭環境が失われてきています。保護者の孤立感や負担感の増大も懸念されており、また、女性の社会進出など、社会構造が変化し、結婚・出産、子育ての悩みや不安を多くの市民や家庭が抱えています。

第1期計画では、社会全体で子育てを支えるため、地域や関係団体などとともに、海と山の美しい自然環境やゆたかな歴史的遺産など鎌倉の特性を生かしながら「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念に掲げ、子育て支援の施策を推進してきました。

引き続き、本計画では、子どもの元気な声がまちにこだまし、これから子どもの生まれてくる家庭や、子育てをしている家庭に笑い声が絶えず、まちのみんなが子どもたちを温かく包み込む、そのようなまちを本市はめざし、第1期計画で掲げた基本理念を継承し、この理念を具現化するために各施策を実施していきます。

子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉



2 計画の視点

鎌倉市では、これまで平成 27（2015）年 3 月に「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を策定し、子どもの健やかな成長、子育ての支援のための施策を推進してきました。

【SDGs 未来都市】

本市は平成 30（2018）年に「SDGs 未来都市」に選定され、「鎌倉市 SDGs 未来都市計画」を策定しました。2030 年のあるべき姿の一つとして、「共生・共創社会の実現（社会）」を掲げており、SDGs の理念を活かした取組を行っています。

※SDGs とは

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015 年 9 月の国連サミットで採択され、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた、世界共通の 17 の目標です。



【子育て支援に特に関連する SDGs のゴール】



妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を充実するとともに、多様な子育てニーズやライフステージに合わせた支援を通じ、すべての子育て家庭が安全で安心して子育てできる環境の整備を進めます。関係機関との連携体制の構築や支援施策を充実し、児童虐待を未然に防止します。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の機会の確保や、保育施設、親子の居場所、児童の放課後等の居場所など、子育て関連等施設の充実に取り組みます。

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画（案）において SDGs の達成に向けた取組の方向性を提示しているため、本計画についても取組との整合を図ります。

【鎌倉市共生社会の実現を目指す条例】

本市では、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことができる社会を実現することを目的として、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、平成31年（2019年）4月1日から施行しました。

（基本理念）

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

（基本的施策）

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに

当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

- (1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策
 - ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。
 - イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。
- (2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策
 - ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。
 - イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。
- (3) 市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。
- (4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策
 - ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。
 - イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。
 - ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。
 - エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。
- (5) 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

本条例は、鎌倉市の目指す共生社会の実現に向けた取組についての基本理念、行政の責務、市民及び事業者の役割を明確にし、基本的施策を定めることで、市全体の取組の土台となる共通認識になるよう位置づけています。

【(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例】

本市では、恵まれた環境を生かして、さらに子どもが大切にされ、育っていけるように、地域社会のすべての人がその役割を果たし、子どもを総合的に支援するため、「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」にて次のような基本理念を掲げています。

- (1)子どもが、障害の有無、性別、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめなどを受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、子どもが一人の人間として尊重されること。
- (2)子どもが、心身の健やかな成長を阻害されることがないように、子どもの最善の利益を追求し、虐待や育児放棄を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。
- (3)子どもが、成長の段階に応じた学びや生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けられること。又、子どもが、何を思い感じながら行動、活動しているのか理解され、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。
- (4)子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

このように、SDGs や共創・共生、子どもの支援に関する新たな取組が推進される中、「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」が令和元年度で最終年度を迎えることから、これらを計画の視点として位置付け、引き続き計画的に子育て支援施策を推進するため、「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 基本目標

基本理念の実現のために、本市では基本目標を以下のように設定しました。

(1) 子育て家庭支援の充実・・・・・・・・

子育ての不安や悩みを解消するための体制の整備や、子育て家庭に対する経済的支援、医療体制の充実等により、子育てに関する悩みや不安の解消に努めます。

(2) 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援・・・・・・・・

障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭など、特別な配慮や支援が必要な子どもの状況に応じた支援の充実とともに、児童虐待防止対策に努めます。

(3) 子どもの権利や安全の確保・・・・・・・・

子どもが安心して生活ができる環境を整え、子どもと子育て家庭にとって安全で住みやすいまちを創り上げることを通じて、子どもが権利の主体として尊重され、健やかに育つことができるまちをめざします。

(4) 子どもの社会的成長の促進・・・・・・・・

子どもが健全に育つ環境を整え、子どもに交流の機会や遊び・学びの場を提供するとともに、多様な体験の機会を提供することを通じて社会性を育てていきます。

また、生活の基本となる家庭教育の充実を促進し、就学前の教育及び学校教育の充実と相互の連携を図ることにより、子どもがその可能性を伸ばしていくことのできる環境を整えます。

さらに、身近な場所に子どもにとって魅力的な遊びや学びの場を提供することは、子どもが社会性を身につけるうえで重要であることから、地域の公園や子育て施設の充実を図っていく必要があります。

(5) 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現・・

多様なニーズに応じた保育サービスの提供や拡充などを行い、子育てと仕事を両立できる仕組みづくりを進めます。

4 重点取組

(1) 切れ目のない子育て支援を推進します・・・・・・・・

核家族化の進行等、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化等の影響により、保護者の孤立感や負担感が高まっています。また、妊娠期から子育て期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支援を必要としている場合があります。こうした家庭に適切な支援が差しのべられず、痛ましい児童虐待に至ってしまうことのないよう、妊娠・出産・子育てに関する相談がしやすい体制の整備や、地域の子育て支援サービスの充実を図り、切れ目のない子育て支援を推進していくことが重要です。

(2) 子どもの貧困等、課題のある家庭への支援を推進します・・

本市では、平成30年に子どもの貧困を含めた子育て世帯の生活状況やニーズなどを把握するため「鎌倉市子育て世帯の生活に関するアンケート調査」を実施しました。調査結果では、18歳未満の子どもがいる世帯のうち国の貧困線の基準を下回る世帯の割合等は4.9%、18歳未満の子どもがいるひとり親家庭世帯のうち国の貧困線の基準を下回る世帯の割合等は44.7%となっています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することが重要です。

5 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[主要施策]

